

# 当別町建築物エネルギー消費性能に係る基準適合認定申請 手数料 一覧表

令和5年4月1日から適用

## 【基準適合認定申請手数料】

○当初申請

申請 単位	算定区分	区分		手数料 (適合証なし)	手数料 (適合証あり)	
住宅	住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じた金額【A】	性能基準	1戸	～200㎡以内	35,000	5,000
				200㎡超～	40,000	5,000
		仕様基準	1戸	～200㎡以内	18,000	5,000
				200㎡超～	20,000	5,000
共同 住宅	共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じた金額（共用部分を評価しない方法の場合は共用部分の面積を除く）【B】	性能基準		～300㎡以内	71,000	10,000
				300㎡超～	119,000	21,000
		仕様基準・フロア入力法		～300㎡以内	34,000	10,000
				300㎡超～	59,000	21,000
非住宅	住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じた金額【C】	主要室入力法等		～300㎡以内	236,000	10,000
				300㎡超～	295,000	17,000
		モデル建物法		～300㎡以内	90,000	10,000
				300㎡超～	115,000	17,000

○基準適合認定申請における複合建築物の取り扱い

認定対象	認定手数料の算定
住宅と非住宅を一の建築物を単位として申請した場合	(住宅部分の床面積に応じた)【A】 + (非住宅部分の床面積に応じた)【C】
共同住宅と非住宅を一の建築物を単位として申請した場合	(共同住宅部分の床面積に応じた)【B】 + (非住宅部分の床面積に応じた)【C】